

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月1日から同年9月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年5月1日から同年9月5日まで  
② 昭和43年10月1日から44年4月26日まで

私は、昭和40年10月にA社に入社し、関連会社のB社に異動したが、44年4月まで継続して勤務していた。しかし、41年5月1日から同年9月5日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。また、43年10月1日から44年4月26日までの期間の標準報酬月額が1万円となっているが、給与は3万9,000円だったことを覚えているので、調査の上、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社の関連会社であるB社において継続して、C（職種）として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「給与は、A社とB社のどちらから出ていたか分からないが、厚生年金保険料は控除されていた。」と供述しているところ、申立人と同様に申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録の無い元同僚の一人が所持していた給料支払明細書から、申立期間において保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人のA社における元上司は、「A社、B社及びD事業所は相互に関連する組織であり、当該三組織は一体的に運営されていた。

また、これら三組織の経理は、A社の経理部長がまとめて行っていたので、申立人の保険料は控除されていたと思う。」と供述していることから、申立期間①に係る保険料は、実態的には、A社における控除分として事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月5日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、給与明細書、源泉徴収票等保険料控除を確認できる資料を所持していない上、B社の関連会社であるE社及びB社の従業員の厚生年金保険に係る事務を引き継いだF社（現在は、G社）は、「申立期間②当時の書類は無いので、申立人の勤務状況、給与支払状況等については不明である。」と回答していることから、申立人が主張する給与額が事業主により支給され、当該給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

また、B社の申立人の厚生年金保険被保険者原票において訂正等不自然な記載はうかがえない。

さらに、申立人は、「A社のC（職種）が退職したので、私が同社に戻され、同社のC（職種）として働いていたが、申立期間②の標準報酬月額が1万円になっているのは、丁度その頃である。」と供述しているところ、申立期間②前後の期間について、A社における申立人に係る被保険者原票は見当たらない。

このほか、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社における平成4年2月28日から同年6月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年6月16日まで

私は、平成3年9月25日にBグループのC社に入社して以降、5年6月30日に退職するまで継続して同グループ内の企業に継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているが、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成4年2月28日から同年6月16日まで、引き続きA社に勤務していたと申し立て、その後、D社に異動したとしているところ、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成4年2月28日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているものの、その後も継続して同社及び同社の関連会社に勤務した申立人と同質性の高い元同僚から提出された申立期間に係る給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、元同僚から、申立人は申立期間について、勤務形態や役職等に変化が無かった旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月28日の被保険者資格喪失時の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における平成4年2月28日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、B社における平成5年12月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

さらに、前記訂正を要する期間のうち、平成6年5月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録訂正は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年6月1日まで  
② 平成5年10月1日から7年11月1日まで

私は、昭和64年1月にCグループのD社に入社し、申立期間①は同グループのA社に勤務していたはずであり、厚生年金保険に未加入とされているのは納得できない。また、申立期間②については、同グループのB社に係る厚生年金保険の被保険者記録において、申立期間②当時、基本給は35万円だったはずなのに、標準報酬月額の記録が著しく低く

なっているのは納得できない。平成6年6月の給与明細書を添付するので、調査の上、申立期間②に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、平成4年2月28日から同年6月1日まで、引き続きA社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間①において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成4年2月28日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているものの、その後も継続して同社及び同社の関連会社に勤務した申立人と同質性の高い元同僚から提出された申立期間に係る給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、元同僚から、申立人は申立期間①について、勤務形態や役職等に変化が無かった旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年2月28日の被保険者資格喪失時の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成5年12月1日から6年10月1日については、B社は、7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録によると、その後の8年1月5日付けで、6年10月1日及び7年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録されているとともに、5年12月から6年7月までの標準報酬月額の記録が9万8,000円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る滞納処分票から厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる上、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の元同僚についても、申立人と同様の上記遡及訂正処理が行われていること

が確認できる。

なお、平成8年1月5日付けで行われた申立人に係る上記遡及訂正処理のうち、5年12月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額以外の処理については、年金事務所において、24年4月9日付けで事業主が当初届け出た記録に職権訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間②のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間②について、B社における各月の給与額は35万円であったと主張しているところ、申立人から提出された平成6年6月の給与明細書及び前述の同質性の高い元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②のうち同年5月の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間②のうち、平成5年10月1日から6年5月1日までの期間及び同年6月1日から7年11月1日までの期間については、申立人は、給与明細書を所持していない上、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで  
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成9年9月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 5005

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで  
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和52年9月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで  
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和58年9月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで  
私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和45年12月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 5008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成4年9月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）において、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が昭和45年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、同日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年8月まで

私は、A社に勤務していたときにB健康保険組合に加入したが、同健康保険組合の責任者に勧められ、並行して国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付した。ところが、同健康保険組合の加入期間である申立期間において、国民年金保険料が未納となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果からも、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人の国民年金の被保険者記録は基礎年金番号で管理されているところ、オンライン記録によると、申立人に基礎年金番号が付番されたのは平成24年7月23日であることが確認できることから、それまで、申立人は、国民年金に未加入であったことが推認され、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から8年3月まで

私は、申立期間当時、大学生だったので、私の母がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、銀行で毎月1万1,000円程度の国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。私は、母から、「兄は学生免除を受けたけれど、あなたは、お嫁へ行くときに困らないように、免除は受けておらず、絶対に納付した。」と聞いていたので、申立期間が保険料免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、申立人の母が国民年金保険料を納付しており、免除申請の手続は行っていないと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間のうち平成6年8月から7年3月までの期間については6年8月31日に、申立期間のうち7年4月から8年3月までの期間については7年5月31日に、それぞれ免除申請が行われ、申立期間は保険料免除期間と記録されていることが確認できる上、当該免除記録に訂正等が行われた形跡は見当たらず、不自然な点は認められない。

また、上記の免除申請日以降に、追納によることなく申立期間に係る保険料が納付された場合、当該保険料は保険料免除期間に対する納付となることから、過誤納となり還付されることとなるが、オンライン記録において、申立期間に係る保険料が還付された記録は無く、ほかに還付された事情も見当たらないことから、申立期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申請免除は、被保険者等からの申請に基づいて行われるものである上、免除の要件に該当するか否か認定するまでに収入審査等の事務処

理を経る必要があることを踏まえると、行政側の年金記録事務において、2年連続して保険料免除期間と記録する過誤が生じたとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4460（事案 506 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、昭和48年4月頃に、申立期間の国民年金保険料として2万1,000円をA信用金庫本店で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和41年4月から52年3月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが同年5月以降であることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が主張する46年6月頃及び50年10月頃に、国民年金保険料を特例納付することはできないこと、ii) 申立人が納付場所として主張する市民センターでは、第1回特例納付及び第2回特例納付を行っていないことが確認されている上、申立人は、41年4月から46年3月までの保険料を特例納付した後も、それ以降の保険料を第2回の特例納付実施期間まで納付していなかったと述べており、申立人の主張は不自然であること、iii) 申立人が特例納付したと主張する金額は、当初の申立期間の保険料を特例納付する場合に必要な金額と異なっていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間のうち、昭和41年4月から48年3月までの期間について申し立て、同年4月頃に、申立期間の保険料として2万1,000円を金融機関で一括納付したと主張を変更しているが、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は52年5月以降に払い出されていることが

確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年6月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、国民年金法において、保険料の徴収権は2年を経過したときは時効によって消滅すると規定されているところ、時効となった未納期間の保険料が納付可能とされていた特例納付制度は過去に3回行われているが、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する昭和48年4月に特例納付は実施されていないことから、申立人が申立期間の保険料を一括納付していたと推認することはできない。

さらに、改めて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から57年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から57年3月まで

私は、昭和49年頃に、国民年金保険料の未納の件で訪ねてきた市の徴収員から、国民年金制度について説明を受けた。その当時、経営するA（業種）の業績が不振で保険料を納付できないと説明したところ、徴収員が保険料の免除申請手続きを行ってくれた。その後も別の徴収員が免除申請手続きを行ってくれていたのに、申立期間が免除期間とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、毎年、徴収員が国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれていたと主張しているが、オンライン記録において、申立期間に係る保険料の免除申請が行われた記録は無く、免除記録の訂正、取消しが行われた形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、申請免除の手続きは年度ごとに行うこととされていたところ、申立期間は93か月と長期間である上、この間を全て免除期間とするには、合計8回の申請手続きが必要になることを踏まえると、同一の市町村が同一人に対してこれほどの回数において免除申請に係る事務処理を全て誤ったとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申請免除が承認された場合、免除申請承認通知書により被保険者に通知が行われるところ、申立人は当該通知書の受領に関する記憶が明確でないと申述している上、申立期間の保険料を免除されていたことを示

す関連資料（免除申請書控、承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 12 日から 60 年 2 月 26 日まで  
私は、昭和 59 年 8 月から A 社の寮に入って、当該事業所に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍謄本の附票により、昭和 59 年 8 月 12 日に B（都道府県）C 区の A 社の寮に住所変更していること、及び当該事業所の複数の元同僚が申立人を記憶していることから、申立期間において、申立人は、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格取得、資格喪失及び標準報酬月額に関する届出を行ったか否かについて、「該当資料が皆無のため、判断できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる 18 名に照会し、回答があった 13 名のうち 5 名は、「申立人を知っているが、勤務していた期間については分からない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 60 年 2 月 26 日、離職日は同年 4 月 25 日であり、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

加えて、申立人は、申立期間について、当該事業所を退職した後の昭和 60 年 12 月以降に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 5010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月頃から 54 年 12 月頃まで

私は、昭和 52 年 1 月頃から 54 年 12 月頃まで、A社でB（業種）を行っていた。申立期間の年金記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述、申立人の所持する顧客配布用灰皿に記載されている所在地とA社に係る商業登記簿謄本の所在地が一致すること、及び申立人の覚えている元事業主の氏名が、同謄本に記載されている元代表取締役と同じ氏名であることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、平成元年8月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である上、商業登記簿謄本によれば、A社は、昭和53年5月10日にC市D町において設立登記をされており、申立期間の一部は、法人登記をされる前の期間である。

また、元役員は、「会社になってから厚生年金保険に加入した。」、「私が厚生年金保険に加入した時期に、厚生年金保険の適用事業所になっただけだ。」と回答している上、元事業主及び元役員は、申立期間において、国民年金保険料を納付しており、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所となる前月まで国民年金に加入している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚から厚生年金保険保険料の控除について具体的供述は得られなかった上、申立期間において、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。